

無線設備規則

規則

2014年 第1回 一部改正

2014年 2月26日 規則 第6号

2013年 7月29日 技術委員会 審議

2013年 9月24日 理事会 承認

2014年 2月21日 国土交通大臣 認可

2014年2月26日 規則 第6号
無線設備規則の一部を改正する規則

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。

1章 総則

1.1 を次のように改める。

1.1 一般

1.1.1 適用

- 1. 本規則は、登録規則 2 章の規定により船級登録される船舶又はされた船舶に施設する無線設備であって、登録規則 3 章に基づき設備登録されるものに適用される。
- 2. 無線設備については、本規則によるほか、安全設備規則及び国内法規にも適合しなければならないことに注意する必要がある。
- 3. 海底資源掘削船に施設される無線設備については、本規則の該当規定によるほか、IMO の“The Code for the Construction and Equipment of Mobile Offshore Drilling Units (MODU Code)” (IMO 決議 A.1023(26)) 第 11 章の規定に適合しなければならない。

1.1.2 特殊な船舶

特殊な船舶については、本規則の規定にかかわらず、設計に関連して特別の考慮を払わなければならない。この場合、国際条約及び国内法規に適合しなければならないことに注意する必要がある。

1.1.23 同等効力

(省略)

1.1.34 無線設備の施設の免除

無線設備の施設について、本会が適当と認める場合には免除することができる。

1.1.45 用語及び定義

この規則における用語の定義は、次の(1)から(148)による。

(1)から(14)は省略)

- (15) 「一般通信用無線電信等」とは、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる無線設備であって、本会が適当と認めるものをいう。
- (16) 「設備の二重化」とは、予備の無線設備を備えることをいう。
- (17) 「陸上保守」とは、無線設備の有効性を保持するため、当該設備の修理を行う能力を有する者（船員を除く。）が定期的に点検及び修理を行うことをいう。
- (18) 「船上保守」とは、無線設備の有効性を保持するため、当該設備の修理を行うことができる資格を有する船員が保守及び修理を行うことをいう。

2章 検査

2.1 一般

2.1.2 検査の実施及び時期

-2.及び-3.を次のように改める。

-1. 登録検査

(1) 製造中登録検査

本会の承認を得た設計に基づき、製造中から本会検査員の検査を受ける無線設備は、製造中登録検査を受けなければならない。

(2) 製造後登録検査

前(1)以外の登録検査を受ける無線設備は、検査申込が行われたときに製造後登録検査を受けなければならない。

-2. 年次検査

年次検査は、検査基準日（船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、船級証書の有効期間の満了日を除く）の前後3ヶ月以内に行う。ただし、国際航海に従事しない船舶の年次検査は行わない。

-3. 中間検査

中間検査は、2回目又は3回目の年次検査の時期に同年次検査に代えて行う。ただし、国際航海に従事しない船舶の中間検査は、2回目又は3回目の年次検査の時期に行う。

-4. 定期検査

定期検査は、船級証書の有効期間の満了日の前3ヶ月以内に行わなければならない。

-5. 臨時検査

臨時検査は、定期的検査の時期以外であって、次のいずれかに該当するときに行う。

(1) 無線設備の重要な部分に損傷が生じたとき又はこれを修理若しくは新替えするとき。

(2) 無線設備の改造又は変更を行うとき。

(3) 遡及して適用される要件に適合していることを確認するとき。

(4) その他検査を行う必要があるとき。

2.4 登録検査

2.4.3 検査

-4.として次の1項を加える。

-1. 無線設備については、船内据付け後、本規則の要件に従い登録検査が実施されなければならない。

- 2. 登録検査では、無線技術者により作成される次の書類を確認する。
 - (1) 船舶局及び船舶地球局の検査結果の報告書
 - (2) 無線設備等の検査実施報告書
- 3. 登録検査では、地方総合通信局長発行の「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」を確認する。
- 4. 一般通信用無線電信等を備える船舶においては、本会が適当と認める書類を確認する。

2.5 定期的検査

2.5.1 年次検査、中間検査及び定期検査

-3.として次の1項を加える。

- 1. 年次検査、中間検査及び定期検査では、本規則の要件に従って現状検査を実施する。
- 2. 年次検査、中間検査及び定期検査では、無線技術者により作成される次の書類を確認する。
 - (1) 船舶局及び船舶地球局の検査結果の報告書
 - (2) 無線設備等の検査実施報告書
- 3. 一般通信用無線電信等を備える船舶においては、**2.4.3-4.**にもよらなければならない。

2.6 臨時検査

-4.として次の1項を加える。

- 1. 臨時検査では、おのおの場合に応じ、必要な事項について試験、計測及び検査が行われ、その結果が良好でなければならない。
- 2. 臨時検査では、おのおの場合に応じ、無線技術者により作成される次の書類を確認する。
 - (1) 船舶局及び船舶地球局の検査結果の報告書
 - (2) 無線設備等の検査実施報告書
- 3. 臨時検査では、地方総合通信局長発行の「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」を確認する。
- 4. 一般通信用無線電信等を備える船舶においては、**2.4.3-4.**にもよらなければならない。

4章 通信システム

4.2 を次のように改める。

4.2 無線設備 - A1 水域

~~1. A1 水域のみ（湖川を含む。）の航行に従事する船舶は、表 4.2 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。VHF 無線電話を備えなければならない。~~

~~2. VHF 無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、一般通信用無線電信等を備えなければならない。~~

表 4.2 として次の表を加える。

表 4.2 A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶

区分	無線設備
すべての船舶	VHF 無線電話

(備考)

- ~~1. VHF 無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、一般通信用無線電信等を備えなければならない。~~
- ~~2. 一般通信用無線電信等を備える国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)又は(b)のいずれかに該当する船舶については、VHF 無線電話を備えなくてもよい。~~
 - ~~(a) 総トン数 100 トン未満の船舶~~
 - ~~(b) 二時間限定沿海船等~~

4.3 を次のように改める。

4.3 無線設備 - A1 及び A2 水域

~~1. A1 水域のみ（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行する船舶（A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）は、表 4.3 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。~~

~~(1) MF 無線電話~~

~~(2) VHF 無線電話~~

~~2. MF 無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、HF 無線電話、インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話を備えなければならない。~~

表 4.3 として次の表を加える。

表 4.3 A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行する船舶
（A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線設備
すべての船舶	(1) MF 無線電話 (2) VHF 無線電話

（備考）

1. MF 無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、次の(a)から(e)のいずれかの無線設備を備えなければならない。ただし、国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶については、一般通信用無線電信等を備えることとして差し支えない。
 - (a) HF 直接印刷電信
 - (b) HF 無線電話
 - (c) インマルサット直接印刷電信
 - (d) インマルサット無線電話
 - (e) MF 直接印刷電信（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）
2. 一般通信用無線電信等を備える国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であつて次の(a)から(d)のいずれかに該当するものについては、MF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 近海区域を航行区域とする船舶であつて本会が適当と認めるもの
 - (c) 沿海区域を航行区域とする船舶
 - (d) 平水区域を航行区域とする船舶
3. 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であつて次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものについては、VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 二時間限定沿海船等

4.4 を次のように改める。

4.4 無線設備 – A1, A2 及び A3 水域

A1 水域のみ（湖川を含む。）、A2 水域又は A3 水域のみを航行する船舶（A1 水域のみ（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）は、次の表 4.4 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。

~~(1) 次のいずれかの無線設備~~

~~(a) HF 直接印刷電信、HF 無線電話及び MF 直接印刷電信~~

~~(b) インマルサット直接印刷電信~~

~~(2) MF 無線電話~~

~~(3) VHF 無線電話~~

表 4.4 として次の表を加える。

表 4.4 A1 水域（湖川を含む。）、A2 水域又は A3 水域のみを航行する船舶
 （A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）

区分	無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) 次の(a)又は(b)のいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信, HF 無線電話及び MF 直接印刷電信 (b) インマルサット直接印刷電信 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶	(1) 次の(a)から(d)までのいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信 (b) HF 無線電話 (c) インマルサット直接印刷電信 (d) インマルサット無線電話 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話

(備考)

- 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)から(c)のいずれかに該当するものについては、MF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - 総トン数 100 トン未満の船舶
 - 沿海区域を航行区域とする船舶
 - 平水区域を航行区域とする船舶
- 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものについては、VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - 総トン数 100 トン未満の船舶
 - 二時間限定沿海船等

4.5 を次のように改める。

4.5 無線設備 – A1, A2, A3 及び A4 水域

すべての水域の航海に従事する船舶は、次の表 4.5 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。

- ~~(1) HF 直接印刷電信~~
- ~~(2) HF 無線電話~~
- ~~(3) MF 直接印刷電信~~
- ~~(4) MF 無線電話~~
- ~~(5) VHF 無線電話~~

表 4.5 として次の表を加える。

表 4.5 A4 水域を航行する船舶

区分	無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) HF 直接印刷電信 (2) HF 無線電話 (3) MF 直接印刷電信 (4) MF 無線電話 (5) VHF 無線電話
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び 国際航海に従事しない船舶	(1) HF 直接印刷電信又は HF 無線電話 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話

(備考)

国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のものについては、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。

4.7 を次のように改める。

4.7 保守要件

4.7.1 一般

- 1. 設備は微細な再較正又は再調整することなく、その主要なユニットを容易に交換することができるように設計されていなければならない。
- 2. 設備は、可能な場合には、検査及び船上保守を行うために容易に近付き得るように組立て及び備えられていなければならない。
- 3. 設備を適正に運用し、維持するため適切な情報が提供されていなければならない。
- 4. 設備を維持するため、適当な工具及び予備品が備えられていなければならない。
- 5. A1 水域（湖川を含む。）内及び又は A2 水域内の航海に従事する船舶（国際航海に従事しない船舶を除く。）及び A3 水域内又は A4 水域内の航海に従事する船舶（国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶を除く。）は、設備の二重化、陸上保守若しくは船上保守又はこれらを組み合わせることにより設備が確実に利用できるようになっていなければならない。
- 6. A3 水域内及び A4 水域内の航海に従事する船舶（国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶を除く。）は、設備の二重化、陸上保守又は船上保守のうち少なくとも 2 つの方法を組み合わせることにより設備が確実に利用できるようになっていなければならない。
- 7. 前-5.及び-6.の規定により講じる措置及びその実施方法について記載した書類無線設備の保守実施要領を作成し、かつ、本会の承認を受け、これを船内に備えなければならない。当該措置及びその実施方法を変更する場合も同様とする。
- 8. 前-7.の規定は、次の(1)から(3)に掲げる船舶には適用しない。
 - (1) 国際航海に従事しない船舶（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものに限る。）であって沿海区域又は平水区域を航行区域とするもの
 - (2) 前(1)に掲げる船舶以外の総トン数 20 トン未満の船舶
 - (3) その他本会が適当と認める船舶

89. この規則に定めるすべての機能要件に確実に適合するよう設備を良好な作動状態に維持するため、あらゆる合理的な措置がとられていなければならない。

4.7.2 設備の二重化

-1. 設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次の表 4.7.2-1.から表 4.7.2-4.に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならない。ただし、本会が適当と認める場合は、この限りではない。

-2. 前-1.の規定により備える予備の HF デジタル選択呼出装置又は MF デジタル選択呼出装置が本会の適当と認める要件に適合する場合は、それぞれ予備の HF デジタル選択呼出装置又は MF デジタル選択呼出装置を備えなくても差し支えない。

表 4.7.2-1.から表 4.7.2-4.として次の表を加える。

表 4.7.2-1. A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶

区分	予備の無線設備
すべての船舶	VHF 無線設備

（備考）

国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のものについては、VHF 無線設備に代えて一般通信用無線電信等又は MF 無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。

表 4.7.2-2. A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行する船舶
(A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。)

区分	予備の無線設備
すべての船舶	<p>(1) 次の(a)から(e)までのいずれかの無線設備</p> <p>(a) HF 直接印刷電信, HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置</p> <p>(b) HF 無線電話, HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置</p> <p>(c) インマルサット直接印刷電信</p> <p>(d) インマルサット無線電話</p> <p>(e) MF 無線電話及び MF デジタル選択呼出装置</p> <p>(2) VHF 無線設備</p>

（備考）

1. 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものについては、(1)に掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話を除く。）又は MF 無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。

(a) 総トン数 100 トン未満の船舶

(b) 近海区域を航行区域とする船舶であって本会が適当と認めるもの

2. 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のものについては、VHF 無線設備を備えなくても差し支えない。

表 4.7.2-3. A1 水域（湖川を含む。）、A2 水域又は A3 水域のみを航行する船舶
 （A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) 次の(a)又は(b)のいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信, HF 無線電話, HF デジタル選択呼出装置, HF デジタル選択呼出聴守装置, MF 直接印刷電信, MF 無線電話, MF デジタル選択呼出装置及び MF デジタル選択呼出聴守装置 (b) インマルサット直接印刷電信 (2) VHF 無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶	(1) 次の(a)から(d)までのいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信, HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (b) HF 無線電話, HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (c) インマルサット直接印刷電信 (d) インマルサット無線電話 (2) VHF 無線設備

(備考)

国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものについては、VHF 無線設備を備えなくても差し支えない。

(a) 総トン数 100 トン未満の船舶

(b) 二時間限定沿海船等

表 4.7.2-4. A4 水域を航行する船舶

区分	予備の無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) HF 直接印刷電信, HF 無線電話, HF デジタル選択呼出装置, HF デジタル選択呼出聴守装置, MF 直接印刷電信, MF 無線電話, MF デジタル選択呼出装置及び MF デジタル選択呼出聴守装置 (2) VHF 無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶	(1) 次の(a)又は(b)のいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信, HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (b) HF 無線電話, HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (2) VHF 無線設備

(備考)

1. 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のものについては、VHF 無線設備を備えなくても差し支えない。

2. 短期間のみ A4 水域を航行する国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶に備えるべき予備の無線設備（VHF 無線設備を除く。）については、本会が適当と認める場合に限り、インマルサット直接印刷電信に代えることができる。

3. 短期間のみ A4 水域を航行する国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶に備えるべき予備の無線設備（VHF 無線設備を除く。）については、本会が適当と認める場合に限り、インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話に代えることができる。

4.7.3 陸上保守

陸上保守は、次の(1)から(3)に該当する方法により行われるものでなければならない。

(1) 無線設備の有効性を保持するための修理を行う能力を有する者に船舶の寄港地において定期的な点検及び修理を行うことを契約により委託する方法

- (2) 船舶の就航航路に応じて無線設備の有効性を保持するための点検及び修理に必要な予備の部品，測定器具及び工具を備えた拠点を設け，定期的な点検及び修理を行う方法
- (3) 前(1)及び(2)以外の方法であって無線設備の有効性を保持するための定期的な点検及び修理を行うものとして本会が適当と認めるもの

4.7.4 船上保守

船上保守は，手引書，予備の部品，測定器具及び工具であって船上において行う無線設備の保守及び修理に必要なものを備え，かつ，資格を有する船員により行われるものでなければならない。

附 則

1. この規則は，2014年2月26日から施行する。

無線設備規則検査要領

要
領

2014年 第1回 一部改正

2014年 2月26日 達 第5号

2013年 7月29日 技術委員会 審議

2014年2月26日 達 第5号
無線設備規則検査要領の一部を改正する達

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

1章 総則

1.1 一般

1.1.5 として次の1条を加える。

1.1.5 用語及び定義

規則 1.1.5(15)に規定する「本会が適当と認めるもの」とは、関連する告示によって定められる無線電信等であつて常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものをいう。

2章 検査

2.2 検査の準備その他

2.2.6 を次のように改める。

2.2.6 検査の実施

-1. 規則 2.2.6-2.に規定する「本会が適当と認める場合」とは、次の(1)又は(2)に掲げる電波法に関連する書類により無線設備が電波法に関連規定に合致していることを確認できる場合をいう。この場合、本規則による検査をこれらの書類の確認に代えることができる。

- (1) 地方総合通信局長発行の「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」
- (2) 規則 2.2.5 に規定する検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く）による「船舶局及び船舶地球局の検査結果の報告書」及び地方総合通信局長発行の「無線局検査省略通知書」の写し

-2. 一般通信用無線電信等を備える船舶においては、-1.に加えて、次の(1)及び(2)に掲げる書類を確認する。

- (1) 当該設備と船舶所有者（船舶共有の場合であって船舶管理人をおく場合は船舶管理人、船舶賃借の場合は船舶借入人。以下同じ。）の関係性が確認できるもの（電話会社が設備所有者に毎月発給している領収書等、所有者の名前又は名称及び住所が確認できる書類等）
- (2) 当該設備が有効な状態で本船に搭載されている旨が確認できるもの（特に必要と認められた場合を除き、船舶所有者から提出される書式例 2-2 を標準とした書類）

2.4 登録検査

2.4.3 を次のように改める。

2.4.3 検査

-1. 規則 2.4.3-2.(2)に規定する無線設備等の検査実施報告書は、地方総合通信局長へ提出されるものをいう。

-2. 規則 2.4.3-4.に規定する「本会が適当と認める書類」とは、2.2.6-2.(1)及び(2)に掲げる書類をいう。

書式例 2-2 として次の書式例を加える。

書式例 2-2

本船の一般通信用無線電信等の有効性の確認について			
日本海事協会 御中			
[支部・事務所 宛]			
		[船名] 船長	[船長氏名] 印
		年 月 日	
標記について、本船に搭載が義務付けられている一般通信用無線電信等は、その機能に問題が無く、 通信に支障がないものであることを確認しました。			
			以 上

3章 無線設備

3.1 一般

3.1.2 として次の1条を加える。

3.1.2 機器及び装置

規則 3.1.2 に規定する「本会が適当と認めるもの」とは、規則 3.2.1 から 3.2.9 の要件に加え、船舶安全法第四条の要件を満足するものをいう。

4章 通信システム

4.2 として次の1節を加える。

4.2 無線設備 – A1 水域

規則 4.2 に規定する「本会が適当と認める場合」とは、管海官庁により当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認められる場合をいう。

4.3 を次のように改める。

4.3 無線設備– A1 及び A2 水域

-1. 規則 4.3 に規定する「本会が適当と認める場合」とは、管海官庁により当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認められる場合をいう。

-2. 規則 4.3-1.(1)の MF 無線設備の代わりに MF/HF 無線設備を備えることができる。この場合 HF での狭帯域直接印刷電信装置 (NBDP) は要求されない。

-3. 規則表 4.3 の備考 2.(b)に規定する「本会が適当と認めるもの」とは、管海官庁により差し支えないと認められるものをいう。

4.4 を次のように改める。

4.4 無線設備– A1, A2 及び A3 水域

-1. 規則 4.4 に規定する「本会が適当と認める場合」とは、管海官庁により当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認められる場合をいう。

-2. 規則 4.4(2)の MF 無線設備は、2,187.5kHz 以外のデジタル選択呼出遭難周波数の無休聴守は要求されない。

4.5 として次の1節を加える。

4.5 無線設備 – A1, A2, A3 及び A4 水域

規則 4.5 に規定する「本会が適当と認める場合」とは、管海官庁により当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認められる場合をいう。

4.7 を次のように改める。

4.7 保守要件

4.7.1 一般

~~-1. 規則 4.7.1-7.で要求される無線設備の保守実施要領は、附属書 4.7.1-7.「無線設備の保守実施要領の承認要領」に基づいて承認する。~~

~~-2. 規則 4.7.1-8.(3)に規定する「本会が適当と認める船舶」とは、管海官庁により航海の態様等を考慮して差し支えないと認められる船舶をいう。~~

~~-1. 規則 4.7.5.及び 6.において船上保守では、標準の予備品等に加えて手引書、工具、計測器及び予備品の船上備え付け、更に船上で保守及び修理が行える資格（電波法に基づく無線従事者の資格であって、第1級総合無線通信士、第1級海上無線通信士又は第2級海上無線通信士のいずれかとする。）を有する船員の配乗が必要である。船上保守を選択した場合の予備品、工具、計測器及び手引書は、本会が認めたものを備えていること。~~

~~-2. 規則 4.7.5.及び 6.において陸上保守では、メーカー又は保守専門業者との保守に関する契約が行われるのが普通である。従って検査時にこの契約内容を確認する。~~

~~-3. 規則 4.7.5.及び 6.において設備の二重化では、VHF無線電話及び水域毎に要求される無線設備を二重化しなければならない。二重化の設備要件は基本の設備が使用できなくなった時の代替えとして、その設備のすべての要件を満足しなければならない。ただし、VHFデジタル選択呼出無体聴取装置は一式でよい。~~

4.7.2 設備の二重化

~~-1. 規則 4.7.2-1.に規定する「本会が適当と認める場合」とは、管海官庁により当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認められる場合をいう。~~

~~-2. 規則 4.7.2-2.に規定する「本会の適当と認める要件」とは、次の(1)及び(2)の要件をいう。~~

~~(1) 船橋において遭難周波数で連続的に聴守でき、かつ、有効確実に受信できるものであること。~~

~~(2) 適正に作動することが確認できるものであること。~~

~~-3. 規則表 4.7.2-2 の備考 1.(b)に規定する「本会が適当と認めるもの」とは、管海官庁により差し支えないと認められるものをいう。~~

~~-4. 規則表 4.7.2-4 の備考 2.及び 3.に規定する「本会が適当と認める場合」とは、管海官庁により差し支えないと認められる場合をいう。~~

4.7.3 陸上保守

~~規則 4.7.3(3)に規定する「本会が適当と認めるもの」とは、管海官庁により適当と認められるものをいう。~~

附属書 4.7.1-7.として次の附属書を加える。

附属書 4.7.1-7. 無線設備の保守実施要領の承認要領

1.1 一般

1.1.1 適用

本附属書の規定は、無線設備規則検査要領 4.7.1-7.に基づき要求される無線設備の保守実施要領の承認に適用する。

1.2 承認申込

1.2.1 承認申込書

承認を希望する場合は、承認申込書（書式例 1.2.1-1）1部を本会に提出すること。

1.2.2 提出資料

次に掲げる資料2部を 1.2.1 の承認申込書と一緒に提出すること。

- (1) 保守等の対象となる設備の一覧表
- (2) 設備の二重化を行う場合はその設備を記載した書類
- (3) 陸上保守を行う場合は次の事項を記載した書類
 - (a) 陸上保守の方法
 - (b) 船舶の就航航路
 - (c) 各設備の点検項目及び点検期間
 - (d) 点検した結果の記録用紙及び船内保管方法
 - (e) 委託により行う場合は次の書類
 - i) 点検及び修理を委託する事業者との契約書の写し
 - ii) 委託する事業者が点検及び修理の能力を示す書類（既に主管庁から承認を受けている事業者についてはその旨を記載すること）
 - iii) 点検及び修理を行う事業所の一覧表
 - (f) 就航航路に応じて拠点を立てて行う場合は次の事項を記載した書類
 - i) 船舶所有者の点検及び修理を行う拠点の場所
 - ii) 拠点で点検及び修理を行う責任者及び要員
 - iii) 責任者及び要員の学歴、実務経験等
 - iv) 点検及び修理をするための規定
 - v) 拠点に配置する予備の部品、測定器具、工具、点検及び修理のマニュアル
 - vi) 測定器具の校正方法
 - (g) その他の方法による場合は必要と認める書類
- (4) 船上保守を行う場合は次の事項を記載した書類
 - (a) 船舶に乗り組んで保守を行う船員の氏名及び資格
 - (b) 船舶職員法により通信長の配乗が行われる場合はその旨
 - (c) 船舶に搭載する保守の手引書、予備の部品、測定器具、工具の一覧
- (5) その他、本会が必要と認める資料

1.3 承認

1.3.1 承認方法

無線設備の保守等の方法により、以下に基づいて承認を行う。

(1) 設備の二重化

適切な二重化設備を備えていること。なお、非常電源及び補助電源についても措置が講じられていること。

(2) 陸上保守

(a) 定期的な点検の点検項目及び点検期間が基準を満たしていること。

(b) 点検した結果の記録用紙は、点検項目及び点検の結果及び点検を行った日、点検者が記載されるものであり、船長の管理のもとに船内に保管されるものであること。

(c) 陸上保守の委託に関する内容が適切であること。

(d) 委託以外の方法による場合は、本会の適当と認めるところによる。

(3) 船上保守

(a) 一級海技士（通信）、一級海技士（電子通信）、二級海技士（電子通信）又は一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士あるいは第二級海上無線通信士の資格を有する船員が配乗されるものであること。

(b) 各設備の保守の手引書及び以下の予備の部品、測定器具、工具を船内に搭載するものであること。

i) 予備の部品

1) プリント基盤（送信装置の終段電力増幅部及び発振部、電源部）

2) ヒューズ、リレー、ランプ、プリンターリボン等

ii) 測定器具

1) 周波数測定機（200MHz以下の周波数の測定が可能なもの）

2) 電力計（30W以下の電力の測定が可能なもの）

3) シンクロスコープ（30MHz以下の周波数の測定が可能なもの）

4) テスター

iii) 工具

スパナ、ドライバー等

1.3.2 承認通知

本会は、1.2に基づき提出された資料を審査し、適当と認めた場合には無線設備の保守実施要領を承認し、無線設備の保守実施要領の承認書を発行する。

1.3.3 承認内容の変更

-1. 承認された無線設備の保守実施要領を変更しようとする場合には、申込者は申込書（書式例 1.2.1-1）1部及び既発行の無線設備の保守実施要領の承認書1部に加えて、変更内容に応じ、1.2.2の規定に準じて資料を提出すること。

-2. 本会は、前項の提出資料を審査し、適当と認めた場合には、既発行の無線設備の保守実施要領の承認書を書換える。

1.3.4 承認の取消し

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本会は承認を取消し、船舶所有者にそ

の旨通知する。承認の取消しを受けた者は、無線設備の保守実施要領の承認書を本会に返還しなければならない。

- (1) 船舶所有者から取消しの申し出があったとき。
- (2) 本会の許可なく承認時の条件に変更が加えられたとき。
- (3) その他本会が必要と認めたとき。

書式例 1.2.1-1

無線設備の保守実施要領の承認申込書

(新規 変更)

日本海事協会

[支部・事務所 宛]

年 月 日

申込者名 (名称) : _____ 印

住所 : 〒 _____

TEL : _____

FAX : _____

E-mail : _____

下記の船舶の無線設備について、無線設備規則 4 章 4.7.1-7.に基づき講じる措置及びその実施方法の承認を申込みます。

船舶所有者の氏名又は名称及び住所	
船種及び船名	
船舶番号	
国際航海に従事するか否か	
旅客船, 非旅客船, 漁船の別	
総トン数, 船の長さ	
航行区域又は従業制限	
航行する水域	
無線設備規則 4 章 4.7.1-5.又は-6.により講じる措置	
備考	

- (注) 1. この申込書の提出は1部とする。
 2. 初めて承認を申込み場合は「新規」、承認内容の変更を申込み場合は「変更」の□内に×印を入れる。
 3. 承認内容の変更を申込み場合は「備考」に変更事項及び変更理由を記入すること。

附 則

1. この達は、2014年2月26日から施行する。